

京都におけるストレスチェック制度の実施状況

京都労働局労働基準部健康安全課

【 】内は、平成29年7月26日発表済みの全国数値

1 ストレスチェック制度の実施状況

- 平成29年8月末現在（以下、同じ）、ストレスチェック制度の実施が義務付けられた事業場のうち、京都労働局管内の所轄の労働基準監督署に実施報告書の提出があった事業場は約84%。

表1 ストレスチェック制度の実施状況

事業場規模	50～99人	100～299人	300～999人	1000人以上	計
ストレスチェック制度を実施した事業場の割合	77.8% 【78.9%】	89.8% 【86.0%】	95.3% 【93.0%】	100.0% 【99.5%】	83.9% 【82.9%】

クの 1 ストレスチェック制度の実施が義務付けられている事業場は、ストレスチェック制度の実施結果に関する報告書を所轄の労働基準監督署に提出する義務がある。報告書の提出時期は、各事業場の事業年度の終了後など、事業場ごとに設定して差し支えないこととしている。

表2 ストレスチェック制度の実施状況（主な業種別）

業種	製造業	建設業	運輸交通業	貨物取扱業	商業
ストレスチェック制度を実施した事業場の割合	84.5% 【86.0%】	86.7% 【81.1%】	81.2% 【80.9%】	66.7% 【76.6%】	86.5% 【79.9%】

金融・広告業	通信業	教育・研究業	保健衛生業	接客娯楽業	清掃・と畜業
95.8% 【83.2%】	92.5% 【82.0%】	88.6% 【86.2%】	86.2% 【83.7%】	68.6% 【68.2%】	77.5% 【67.0%】

以下2～5は、実施報告書の提出があった事業場における実施状況

2 ストレスチェックの受検状況

- 在籍労働者のうち、ストレスチェックを受けた労働者は、約75%。

事業場規模	50～99人	100～299人	300～999人	1000人以上	計
ストレスチェック制度を実施した労働者の割合	73.1% 【77.0%】	75.7% 【78.3%】	71.8% 【79.1%】	79.0% 【77.1%】	74.5% 【78.0%】

3 ストレスチェック実施者 2の選任状況

- ・約 56%の事業場で、事業場内の産業医等がストレスチェック実施者として関与している。

表4 ストレスチェック実施者の選任状況（事業場の割合）

事業場規模	50～99人	100～299人	300～999人	1000人以上	計
事業場内の産業医等	53.6% 【55.8%】	54.8% 【58.1%】	68.1% 【67.5%】	81.5% 【81.3%】	55.7% 【58.2%】
事業場選任の産業医	45.9% 【47.9%】	47.6% 【49.1%】	59.6% 【56.1%】	74.1% 【70.8%】	48.1% 【49.4%】
事業場所属の医師（以外の医師に限る）、保健師、看護師または精神保健福祉士	7.7% 【7.9%】	7.2% 【9.2%】	8.5% 【11.4%】	7.4% 【10.5%】	7.6% 【8.8%】
外部委託先の医師、保健師、看護師または精神保健福祉士	46.4% 【44.2%】	45.2% 【41.7%】	32.4% 【32.5%】	18.5% 【18.7%】	44.3% 【41.8%】

- 2 ストレスチェック実施者は、ストレスチェックの調査票の選定や調査票に基づくストレスの程度の評価方法、高ストレス者の選定基準の決定について、事業者に対して専門的な見地から意見を述べるとともに、ストレスチェックの結果に基づき、当該労働者が医師による面接指導を受ける必要があるか否かを確認するなどの役割がある。ストレスチェック実施者は、医師、保健師、一定の研修を受けた看護師、精神保健福祉士から選任する必要がある。

4

4 医師による面接指導の実施状況

(1) 医師による面接指導を受けた労働者の状況

- ・ストレスチェックを受けた労働者のうち、医師による面接指導を受けた労働者 3は0.6%。

表5 医師による面接指導を受けた労働者の状況

事業場規模	50～99人	100～299人	300～999人	1000人以上	計
医師による面接指導を受けた労働者の割合	0.6% 【0.8%】	0.7% 【0.7%】	0.5% 【0.6%】	0.6% 【0.5%】	0.6% 【0.6%】

- 3 事業者は、ストレスチェックの結果、高ストレス者として選定された者であって、医師による面接指導を受ける必要があるとストレスチェック実施者が認めた者のうち、労働者から申出があった者について、医師による面接指導を実施しなければならない。

(2) 医師による面接指導を実施した事業場の状況

- ・ストレスチェックを実施した事業場のうち、医師による面接指導を実施した事業場は約28%。
- ・医師による面接指導を実施した事業場のうち、約80%の事業場で、事業場選任の産業医が面接指導を担当した。

表6 医師による面接指導の実施状況

事業場規模	50～99人	100～299人	300～999人	1000人以上	計
医師による面接指導を実施した事業場の割合	17.7% 【22.6%】	32.3% 【36.9%】	55.9% 【61.0%】	77.8% 【85.0%】	27.7% 【32.7%】

表7 面接指導実施者の選任状況（事業場の割合）

事業場規模	50～99人	100～299人	300～999人	1000人以上	計
事業場選任の産業医	78.0% 【79.3%】	80.5% 【78.7%】	80.0% 【79.5%】	81.0% 【81.1%】	79.6% 【79.1%】
事業場所属の医師 (以外の医師に限る)	5.4% 【4.7%】	6.5% 【5.9%】	12.4% 【6.9%】	19.0% 【8.8%】	7.6% 【5.8%】
外部委託先の医師	16.7% 【16.0%】	13.0% 【15.4%】	7.6% 【13.6%】	0.0% 【10.1%】	12.7% 【15.1%】

5 集団分析 4の実施状況

- ・ストレスチェックを実施した事業場のうち、集団分析を実施した事業場は約75%。

表8 集団分析の実施状況

事業場規模	50～99人	100～299人	300～999人	1000人以上	計
集団分析を実施した事業場の割合	72.7% 【76.2%】	74.8% 【79.7%】	80.9% 【83.6%】	85.2% 【84.8%】	74.4% 【78.3%】

4 集団分析とは、ストレスチェックの結果を職場や部署単位で集計・分析し、職場ごとのストレスの状況を把握すること、集団分析の結果を、業務内容や労働時間など他の情報と併せて評価し、職場環境改善に取り組むことが事業者の努力義務となっている。